

母親学級

▽妊娠中の方 ①7月9・16日の午後1時30分～3時30分(2回1コース) ②勤労福祉会館(幸町)

▽9日 妊婦さんの食事、妊娠中の過ごし方、出産のはなし
 16日 歯のはなし、赤ちゃんの育て方 ③保健師、栄養士、歯科衛生士 ④母子健康手帳

⑤子ども保健課(☎231-1447)

食中毒を防ぎましょう

食中毒予防の3原則「清潔・迅速・温度管理」を守って食中毒を防ぎましょう。

▽清潔 調理前、食事の前にはよく手を洗い、包丁・まな板・布巾・スポンジなどは洗剤を使ってよく洗い、定期的に熱湯などで消毒を
 迅速 調理後の食品は室温に長く放置しない。すぐに食べない食品は冷蔵庫に保管し、なるべく早く食べる
 温度管理 加熱する食品は十分に加熱を。中心部の温度は75度1分以上
 ⑥生活衛生課(☎231-1936)



福祉・医療

地域福祉推進大会

⑦7月23日(水)午後1時 ⑧市民会館 ⑨社会福祉事業功労者の表彰、講演など

⑩福祉政策課(☎231-1418)

7月は「社会を明るくする運動」強化月間

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするものです。

⑪オープニングセレモニー 7月1日(火)午前10時/シーモール下関玄関前(竹崎町四丁目) ⑫豊浦町推進大会 7月5日(土)午前10時/川棚公民館 ⑬豊北町推進大会 7月6日(日)午後1時30分/豊北生涯学習センター ⑭川町推進大会 7月13日(日)午後1時30分/アブニール

⑮福祉政策課(☎231-1418)、各総合支所市民生活課 ⑯菊川(☎287-4006) ⑰豊田(☎766-2947) ⑱豊浦(☎772-4020) ⑲豊北(☎782-1923)

乳幼児医療費受給者証の更新を

7月31日(木)で有効期間が満了となります。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。

⑳義務教育就学前児 ㉑所得制限 ㉒乳幼児の父母の平成26年度市町村民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下 ※3歳未満3歳の誕生日を迎える月の月末までの乳幼児で所得制限を超

えている場合、市独自の制度で助成 ㉓乳幼児の健康保険証、印鑑、平成26年1月2日以降転入の方は、平成26年度市町村民税の税額の分かる物(父母両方分) ㉔7月31日(木)までに、子ども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

児童手当の現況届はお済みですか

児童手当を受けている現況届を提出していない方は、至急手続きを受け、手当を受けられるようになります。



①子ども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。 ※公務員は原則、勤務先での手続き

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費受給者証の更新を

7月31日(木)で有効期間が満了となります。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。

㉕市市民税所得割非課税世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童 ㉖児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯 ㉗小学校卒業までの児童のみ ㉘所得制限なし ㉙義務教育就学前児のみ ㉚7月1日～31日

①健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成26年1月2日以降転入の方は平成26年度所得課税証明書(転入家族全員分) ㉛子ども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

●障害者相談窓口●

市内7カ所に地域生活の一般的な相談や障害福祉サービスに関する相談などの窓口を設置しています。
 ①障害者支援課 (☎231-1920 ㉑222-3180)

施設名	住所	連絡先
障害者生活支援センター	貴船町三丁目	☎228-3211 ㉑228-3212
子ども発達センター	幡生本町	☎233-9850 ㉑233-9851
支援センターひえだ	稗田中町	☎251-6161 ㉑251-6177
なごみの里相談支援センター	大字蒲生野	☎258-1122 ㉑262-2115
菊川障害者生活支援センター	菊川町大字下岡枝	☎287-2877 ㉑287-1270
支援センター一歩社	豊浦町大字吉永	☎775-4171 ㉑775-4172
はまゆう園相談室	豊北町大字滝部	☎782-1966 ㉑782-1520

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

介護保険課からのお知らせ

①高額介護サービス費の申請 1カ月に支払った介護サービス

費の1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻されます。

②介護保険被保険者証、印鑑、本人名義の預金口座の分かる物

③介護保険負担限度額認定の申請 市民税非課税世帯の方が施設サービスなどを利用する場合、申請により食費や居住費の利用者負担が減額されます。 ※現在の有効期限は6月30日(月)。更新申請は7月1日(火)から受け付け

④介護保険被保険者証、旧介護保険負担限度額認定証(更新のみ)

⑤社会福祉法人等による利用者負担軽減の申請

社会福祉法人などが提供する介護サービスの利用者負担額、食費・居住費が、申請により軽減されます。

⑥市民税非課税世帯で次の要件をすべて満たす方が生活保護受給者

①年間収入が150万円以下 ②預貯

